

令和2年9月4日

複写

冠省 当職は、貴会に対し、株式会社アルトルイズム（福岡市中央区赤坂1-1-5鶴田けやきビル7F）の代理人として本書を差し上げます。

貴会による令和2年8月11日付申入書と題する書面を拝読致しました。

しかしながら、アルトルイズムとしては、以下のとおり不明な点が存在するため、かかる点が明らかとなり、必要性があると認められる場合、これに対応したいと考えます。

従いまして、以下の点について、ご回答をお願い致します。

貴会は、アルトルイズムに対し、「黒フサ習慣ブラックマックスS」の購入者に対し、改めて、ホームページ・メールマガジン・健幸つうしんにて、消費者庁より措置命令を受けた具体的な表示内容と実際について明記した上で、再度、返品・返金の措置を講じることを求められております。

しかしながら、かかる申入は、如何なる法的根拠により請求されているのでしょうか。

かかる法的根拠をご教示下さい。

また、貴会は、かかる申入に対する回答等は消費者契約法27条に基づき公表する旨述べられております。

しかしながら、同条による情報提供の対象は、差止請求権行使の結果生じた判決等の確定判決と同一の効力を有するものの情報と考えます。

未だ、確定判決等のない現状において、如何なる理由で同条の適用があるのでしょうか。

その理由をご教示下さい。

なお、アルトルイズムとしては、従前お伝えしましたとおり、本件商品の表示が、消費者契約法第4条1項の不実告知には該当しないと考えております。

この点からも、上記申入及び公表の法的根拠は不明であると考えます。

従いまして、アルトルイズムとしては、上記事項を明らかにして頂き、貴会の要求が法的根拠のあるものと判断できた場合、誠実に対応したいと考えますので、ご回答をお願い致します。

何卒よろしくお願い致します。

以上

複写

複写

差出人 〒810-0073  
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目1番15号福岡DKビル4階小川松太郎法律事務所  
株式会社アルトルイズム代理人

弁護士 小川 松太郎

受取人 〒330-0064  
埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5  
特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会御中



この郵便物は令和2年9月4日  
第12482682925号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: 2020090414442600100001号

1 / 1頁

